

# 令和8年度 事業計画書

## 第1 基本方針

我が国の経済は、名目GDPが600兆円を超え、賃上げ率も2年連続で5%を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から「成長型経済」に移行する段階にあり、足元の景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復している。しかし、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、個人消費は力強さを欠いている状況にあることから、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する「成長型経済」への転換を図る必要がある。

この現状に対して政府は、「成長型経済」への転換を図るに当たり、「生活の安全保障・物価高への対応」「危機管理投資・成長投資」「防衛力と外交力」を柱とした「強い経済を実現する総合経済対策」を策定し、地域経済の主要な担い手である中堅・中小企業が持続的かつ安定的に賃上げを行える環境を整備するための適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするとしている。

ものづくり産業が経済の基軸となっている富山県では、景気は、一部に弱い動きがみられ、横ばいとなっており、生産も弱含んでいる。先行きについては、米国の通商政策の影響をはじめ、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響などの海外景気の下振れが景気を下押しするリスクに十分注意する必要がある。

こうした状況の中で、昨年6月に成立した「トラック適正化二法」に関しては全面施行に向けて、事業許可の更新制度、適正原価の策定等、国土交通省と強く連携を図り、業界が一致団結して、取り組んでいくとともに、本年4月に施行される、委託次数の制限及び違法な「白トラ」に係る荷主等の取り締まりに関して、周知徹底を図り、業界の健全化を推し進めることとしている。

以上を踏まえ、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、全日本トラック協会及び関係行政機関と連携し、諸活動を積極的に展開していくこととする。

## 第2 事業計画

### I 公益目的支出計画に基づく実施事業

#### 1 経営環境改善、輸送サービス改善向上等に向けた運動の展開

- (1) 令和8年4月1日に施行される、委託次数の制限及び違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り、書面交付義務等の利用運送事業者への適用について周知徹底を図る。
- (2) 令和8年1月1日施行の中小受託取引適正化法において、運送委託の対象取引への追加等の改正がなされたことから内容について周知徹底を図る。

- (3) 軽油引取税の暫定税率廃止後において、荷主からの不当な運賃減額等が行われないよう実態把握に努めるとともにその対応を図る。
- (4) 改正「物流効率化法」及び改正「貨物自動車運送事業法」に基づく、物流効率化のための取組みや書面の交付等の規制措置について周知徹底を図る。
- (5) 「標準的な運賃・標準運送約款」の内容や届出に係る周知を会員事業者に行うとともに、荷主についても改正の趣旨を周知することにより適正運賃収受を図る。
- (6) 運賃や荷待ち時間等の負荷削減における荷主交渉を促進するため、全日本トラック協会が公表する運賃を指数化した情報の提供、業界の指標となる経営分析報告書を配布する。
- (7) 標準的な運賃や燃料サーチャージのほか、附帯作業料・待機時間料や高速道路料金などの実費について、収受できるよう荷主に対し周知徹底を図る。
- (8) 労務費やエネルギーコストの上昇分が取引価格に転嫁できるよう、官民を挙げて推進している「パートナーシップ構築宣言」について、普及に向けて周知活動を行う。
- (9) 大規模自然災害や感染症大流行等の発生時において、事業継続と早期復旧のための備えとしてBCP（事業継続計画）策定を推進する。
- (10) 荷主との連携による生産性向上に向けた取組みを推進するため、「ホワイト物流」推進運動や「取引環境と長時間労働改善に向けたガイドライン」について引き続き周知を行い、普及促進を図る。
- (11) 業界が置かれた厳しい現状を打破するため、事業者大会を開催し、自動車関係諸税の負担軽減、高速道路等通行料金のさらなる引下げ、労働力確保等の決議を行い、継続的な運動を展開するとともに、関係国会議員等に対する陳情活動を積極的に推進する。
- (12) 自動車関係諸税の簡素化・軽減等負担の軽減に向けて、全日本トラック協会、富山県自動車会議所等の関係団体と連携し、国・県に対する税制・規制改革対策等に係る業界の意見要望の実現を目指す。
- (13) 全日本トラック協会が実施する自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の周知徹底に努め、会員の燃料費対策等を支援する。
- (14) 全日本トラック協会と連携して石油製品価格の動向を公表する。
- (15) 会員に対する情報提供を強化するため、各種統計資料の公表に努める。
- (16) 全日本トラック協会と連携し、会員事業者の物流DXによる生産性向上に向けた取組み事例の共有と情報発信を実施する。
- (17) 全日本トラック協会と連携し、会員事業者のIT活用の推進をはかり、会員の生産性向上等の支援に努める。
- (18) 道の駅、サービスエリア等における駐車場所の確保等について、県選出国會議員及び県議會議員並びに関係行政機関に対する陳情活動を展開する。
- (19) 長時間労働時間の削減には高速道路の活用が不可欠であることから、大口・多頻度割引最大50%の恒久化及び割引制度充実に向けた要望を行う。

## 2 交通・労災事故の防止

- (1) 貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策のための昇降設備の導入に助成金を交付し、墜落・転落災害防止を図る。
- (2) 車輪脱落事故防止対策の徹底を図るため、整備担当者やドライバー等を対象とした講習会を実施するとともに、規定トルクでの確実なナット締めに必要なトルクレンチに対する助成事業を実施する。
- (3) 国が策定した「事業用自動車総合安全プラン2030」を踏まえたトラック運送業界の目標達成に向けた事故分析結果に基づく各種セミナーの開催や、「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、交通事故防止対策の取り組みを強化する。
- (4) 交通事故ゼロをめざして「みんなで挑戦！ルールを守りマナーの向上」をスローガンに、交通事故絶滅運動を通年運動として実施する。
- (5) 交通事故防止を推進するためのドライブレコーダー、全日本トラック協会との連携による車両周辺の安全確認支援装置の導入に助成金を交付し、普及拡大を図る。
- (6) 交通事故の未然防止と運行管理の徹底に資するため、一般診断、初任診断、適齢診断の受診料を助成するとともに、一般診断に合わせてカウンセリングを希望する者にカウンセリング付一般診断への助成を実施する。
- (7) 交通安全意識高揚のため、関係機関の提唱する春、夏、秋、年末年始の各季交通安全運動のほか各種運動に積極的に参加するほか、パトロール活動等により会員事業所運転者等に対する指導を実施する。
- (8) 安全意識並びに運転技能の向上をはかるため、富山県トラックドライバーコンテストを実施し、各部門の優秀選手を全国トラックドライバーコンテストに派遣する。
- (9) 労災事故の撲滅をめざして「なくそう労働災害 高めよう安全衛生意識！」をスローガンに、労働災害撲滅運動を通年運動として実施する。
- (10) 全日本トラック協会と連携して、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査及び全自動血圧計の導入に対する助成を実施するとともに、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案の中で最も多い、脳血管疾患について早期発見、早期治療を図るため、脳健診（脳ドック・脳MRI健診）についても助成を行い、健康起因事故防止対策を推進する。
- (11) 全日本トラック協会と連携して、交通事故実態に即した事故防止セミナーを開催するとともに、WEB版ヒヤリハット集の活用促進、教育用DVDの貸出等を用いて、交通事故防止意識の高揚を図る。
- (12) 荷主構内における荷役作業時の労働災害防止対策を推進するため「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知徹底を図る。
- (13) 富山県フォークリフト運転競技大会を実施し、優秀選手を全国大会に派遣する。

- (14) 定期健康診断の受診率向上のため、健康診断受診促進助成事業を実施するとともに、全日本トラック協会と連携して、定期健康診断のフォローアップ対策のため運輸ヘルスケアナビシステムの導入・活用を推進する。
- (15) 過労死等防止計画の具体的な行動計画に基づき、トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアルを活用したセミナー等の開催により、過労死等防止対策及び健康起因事故防止対策を推進する。
- (16) 「事業用自動車総合安全プラン2030」における全国共通目標値の達成に向けて、全会員が一丸となって行動する「富山県<sup>とらっく</sup>109無事故無違反チャレンジアクション」のさらなる普及・定着をはかるとともに、全従業員を対象とした運転経歴証明書の取得助成を実施する。
- (17) 全国交通安全運動期間中等に配布する反射材の作製等、富山県が行う交通安全対策を支援し協力する。
- (18) 事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針に基づく、安全運転実技講習会を開催し、運転技能の向上をはかり、交通事故防止に資することとする。
- (19) 不正改造を防止するとともに、アスファルト舗装工事等における固定式突入防止装置の接触による事故を防止し、作業環境の改善をはかるため、可動式突入防止装置導入助成事業を実施する。
- (20) 関係行政機関と連携し、チェーン規制に関する情報、大雪に対する緊急警報等の提供に努め、荷主に対しては要請文を発出するなど降積雪期における輸送の安全確保の徹底を図る。

### 3 環境の保全、地球温暖化対策

- (1) 全日本トラック協会が策定した「トラック運送業界の環境ビジョン2030」の一環として、5月を全国の都道府県トラック協会と取り組む「トラック運送業界の美化月間」に設定したことに伴い、全国的に問題となっている高速道路等でのゴミのポイ捨て防止対策について啓発活動を実施する。
- (2) SDGs達成に向けた取り組みの推進とその情報を広く一般に発信する。
- (3) 「いつでもどこでも誰でもできる、エコドライブ推進に努めよう」をスローガンに、エコドライブ推進運動を通年運動として実施する。
- (4) 環境対応車の導入促進をはかるため、天然ガス自動車（NGV車）、ハイブリッド自動車等の助成事業を実施する。
- (5) 転がり抵抗値を低減している低燃費タイヤ及び耐摩耗性能の高い耐摩耗タイヤの普及をはかることにより、燃費向上またはCO<sub>2</sub>の排出量を抑制するため、エコタイヤ導入促進助成事業を実施する。
- (6) 休憩・荷待ち時間等におけるアイドリングストップを推進するため、車載用冷暖房機器等に対するアイドリングストップ支援機器導入助成事業を実施する。
- (7) 全日本トラック協会が策定した「トラック運送業界の環境ビジョン2030」の一環として、5月を全国の都道府県トラック協会と取り組む「トラック運送業界の美化月間」に設定したことに伴い、全国的に問題となっている高速道路等でのゴミのポイ捨て防止対策について啓発活動を実施する。

- 0」を踏まえ、先進環境対応車の導入、車両の大型化等による輸送の効率化、グリーン経営認証制度等の環境啓発活動を推進する。
- (8) エコドライブの実践を呼びかけるため、ドライバーに対する実践形式の運転実技講習会を開催する。
  - (9) 不正軽油使用防止に係る指導・広報啓発活動を推進する。
  - (10) 定期点検整備等を積極的に推進し、自動車使用者に対する保守管理意識の高揚と点検整備運動の促進を図る。
  - (11) 富山県が行う地球温暖化防止普及啓発事業に協力する。

#### 4 人材の育成・確保

- (1) 特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れが行われるよう、講習の受講に対する助成の実施と、説明会開催や全ト協作成のテキスト配布を実施する。
- (2) 荷主や一般消費者からのドライバーに対する暴言や契約にない過剰要求、悪質なクレームを行うカスタマーハラスメントについて、被害防止のための全ト協作成マニュアルの配布を実施する。
- (3) A T限定免許を保有している若年労働者層や女性等がドライバーとして就業しやすい環境を整えるため、オートマチックトランスミッショントラック（A T車）及びオートマチック・マニュアルトランスミッショントラック（A M T車）の導入費用に対する助成を実施する。
- (4) 受験資格特例教習受講及び準中型免許、大型免許等の自動車運転免許やフォークリフト運転技能講習等の修了証取得に係る費用に対する助成を行い、人材の育成及び労働力の確保を図る。
- (5) 運行管理者等基礎講習、一般講習に係る受講料の助成を実施する。
- (6) 事業後継者並びに青年経営者を育成するため、実務に即した研修事業、社会貢献活動等に取り組む青年部会活動を支援し、業界の地位向上に貢献する。
- (7) ドライバーや管理者を育成するため、全日本トラック協会と連携して、ドライバー等安全教育訓練促進助成事業、中小企業大学校講座受講促進助成事業等を実施する。
- (8) 全日本トラック協会、北陸信越ブロックトラック協会等が行う研修事業に積極的に参加する。
- (9) 陸災防富山県支部の行う、フォークリフト、はい作業主任者、ショベルローダーの資格取得講習などの開催に協力する。
- (10) 少子高齢化に対応した労働力の確保及び育成・定着対策を推進するため、女性や若年労働者層、ドライバー未経験者等の求職者に対し、トラック運送業界の社会的役割等を積極的に伝え、職業としての魅力をアピールする。
- (11) 事業後継者の確保や育成に悩む会員への支援に努めるため、事業承継の方法や好事例の紹介・周知に努める。
- (12) トラック運送業界の労働力の確保・定着をはかるため、若年者、女性及び

高年齢者を含めた採用活動、採用後の労務管理マニュアル等をセミナーを通じて配布し、会員事業者の活動を支援するとともに、採用ホームページ開設に対する支援を行う。

- (13) 女性の活躍を推進するため、女性部会の設立を検討するとともに、女性の採用・育成・定着に有効な施策の検討を行う。

## 5 適正化事業の推進と輸送秩序の確立

- (1) 令和7年8月から自動点呼機器の範囲が業務前にも拡大され、労働環境改善や人手不足の解消等に資するため、国土交通省が認定した自動点呼機器に導入費用に対して助成を実施する。
- (2) 令和7年4月施行の改正「貨物自動車運送事業法」における運送契約時の書面交付の遵法化について、運送申込・書面化アプリ等の利用を推進する。
- (3) 時間外労働の上限規制 960 時間や改正改善基準告示の遵守、取引環境改善に向け、セミナー等を通じ、周知徹底を図るとともに、荷主や一般消費者に対して、TVCMやSNS等を活用した広報活動、行政機関と連携した要請活動などにより更なる理解促進を図る。
- (4) 荷主対策の深度化推進として、国土交通省の意見投稿サイトの周知やGメン調査員による法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主情報の収集及びトラック・物流Gメンへの報告により、ドライバーの労働条件改善や取引適正化を加速させる。
- (5) 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に対応したドライバー教育の効率的な実施を支援するため、希望する会員企業がeラーニングシステムを利用したドライバー教育を行える環境を整備し、初任運転者教育の充実を図る。
- (6) 運輸安全マネジメント制度の周知徹底等、一層の定着と取組の深度化、高度化をはかるとともに、運輸安全マネジメント講習に係る受講料の助成を実施する。
- (7) 全日本トラック協会が実施する安全性評価事業について、新規・更新認定講習会を開催し、評価制度見直しに対する指導助言を行うとともに、有効期限切れや廃車時の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。
- (8) 安全性優良事業所として認定を受けた事業所を対外的に広くPRし、国土交通省に対し、全日本トラック協会と連携して認定事業所に対する更なるインセンティブの拡大を求めるとともに、永年にわたり認定されている優良事業所の表彰を上申する。
- (9) 社会保険等の未加入・未納事業者に対して、巡回指導等を通じて制度への加入及び保険料の納付の徹底を指導する。
- (10) 道路運送車両の保安基準に適合しない突入防止装置など、不正改造を防止するための啓発活動を推進するとともに、道の駅等を中心とした街頭パトロール活動を実施する。

- (11) 適正化実施機関の健全な事業の推進を図るため、実施機関の諮問に応じて評議・提言を行う外部有識者評議委員による評議委員会を開催する。
- (12) 巡回指導目標の達成、苦情・輸送相談に対する適正かつ円滑な処理等、適正化実施機関の着実な推進を図るため、富山運輸支局等関係行政機関との連携を強化する。
- (13) 富山運輸支局が行う新規許認可事業者対象の指導講習会に出席し、運行管理、整備管理、安全管理の基本、巡回指導についての理解を求め、公共輸送機関としての意識の向上及び法令遵守の徹底を図る。
- (14) 監査制度の周知徹底をはかるとともに、適正化事業実施機関の適正な運用を図る。
- (15) 運転者に対する運行指示、乗務前後・途中の点呼の確実な実施等、運行管理の徹底を図るため、事故防止対策等の指導内容の充実強化に努め、事業者及び運行管理者に対する指導を推進する。
- (16) 全日本トラック協会と連携して、特殊車両通行許可制度の遵守徹底を図るため、関係法令改正等に係る講習会を開催する。
- (17) 全日本トラック協会が実施する引越事業者優良認定制度及び標準引越運送約款について、一般消費者等への周知活動を推進する。
- (18) 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善富山県地方協議会」の適正な運営に努めるとともに、これまでのパイロット事業やコンサルティング事業の実績を踏まえ、引き続き生産性向上及び労働時間の抑制に向けた取り組みを支援する。
- (19) 特別巡回指導を通じ、改善基準告示に係る法令遵守の指導を徹底するとともに、長時間労働是正に係るフォローアップの充実強化を図る。

## 6 社会に貢献していることの広報、啓発

- (1) 富山県総合防災訓練等を通じ、「富山県トラック協会緊急・救援輸送実施要綱」及び関係機関との協定等に基づく即応体制の確立を図る。
- (2) 有事等の緊急事態が発生した場合に緊急物資等を輸送する公共機関として業務計画に適切に対応するとともに、全日本トラック協会等との緊急通信体制の整備をはかるほか、緊急輸送に関する各種規制の緩和、諸手続きの弾力的運用、災害時受援体制等について、富山県等に対して適宜要望を行う。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ対策について、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく指定地方公共機関として、「富山県トラック協会新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」等に基づく適切な対応を実施する。
- (4) 全日本トラック協会が制作したCM素材等を活用し、テレビ・新聞等のマスコミを通じ、トラック運送事業のイメージ向上を図る。
- (5) トラック運送業界に対する一般の理解を深めるため、10月9日のトラックの日等を中心とした街頭キャンペーンなどの広報活動を実施するほか、小

学生を対象とした絵画コンクールや産学官連携のジョブキッズとやまを通じて、トラック運送業界の社会的役割をアピールし、エッセンシャルワーカーとしての職業ドライバーの重要性のPRに努める。

- (6) 引越輸送等一般消費者に対する輸送相談・苦情処理等に適切に対応するため、自動車関係団体で開催する「自動車なんでも無料相談」参加による消費者対策を強化するとともに、引越事業者優良認定制度及び標準引越運送約款の普及啓発を推進する。
- (7) 「とやま観光マップ」を作製し、富山県が行う観光宣伝事業に協力する。

## 7 その他輸送サービスの改善・向上等

- (1) 公益目的支出計画を確実に実施する。
- (2) 輸送サービスセンター（富山県トラック会館）の適切な維持運営に努めるとともに、一般にも施設を開放し公共の利便に資することとする。
- (3) ホームページの充実やメール配信、各種セミナーのオンライン配信により、より迅速な情報提供活動に努める。
- (4) 助成金 web 申請システムの運用により、迅速な助成金交付に努める。
- (5) 全日本トラック協会に対し、政令で定めるところにより、県から交付された交付金の23%を出捐する。
- (6) 会議や研修会等を効率的に実施するため、全日本トラック協会と連携して、テレビ会議システムを積極的に活用する。
- (7) 全日本トラック協会及び都道府県トラック協会との情報共有化対策の推進を図る。

## II 近代化基金融資利子補給事業・収益事業・表彰事業

### 1 近代化基金融資利子補給事業

- (1) 地方近代化基金融資制度により、物流施設の整備等に係る設備資金及びポスト新長期規制適合車導入等のための利子補給を実施する。
- (2) 金利情勢の変化等により、近代化基金融資制度の利用件数が減少していることから、全国統一の枠組みで運用されている近代化基金融資利子補給事業について、全日本トラック協会に対し利子補給率引き上げ等の利活用向上を要望する。

### 2 収益事業

- (1) 労働災害防止に係る登録技能講習業務を受託し、その適正な運営に努める。
- (2) 運行管理者試験受験者のための試験対策事前講習を実施する。
- (3) 北陸信越運輸局富山運輸支局、自動車事故対策機構が行う、運行管理者・整備管理者に対する講習の実施に協力するとともに、その周知徹底に努める。
- (4) トラック事業に係わる各種帳票類の販売を実施する。

### 3 表彰事業

協会表彰規程に基づく各種表彰を実施する。

- |                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 永年協会役員表彰      | 協会役員通算6年、12年、20年以上          |
| (2) 優良事業所表彰       | 協会会員20年以上                   |
| (3) 安全無事故事業所表彰    | 安全性優良認定事業所連続6年、12年、20年以上    |
| (4) 優良運行管理者表彰     | 運行管理者10年以上で5年以上無事故無違反等      |
| (5) 優良永年勤続従業員表彰   | 勤続20年以上、30年以上               |
| (6) 優良無事故運転者表彰    | 無事故5年、10年、15年、20年、25年、30年以上 |
| (7) 労働災害防止優良従業員表彰 | 勤続20年以上、30年以上               |
| (8) 優良永年勤続協会職員表彰  | 勤続10年以上、20年以上               |

### Ⅲ 法人運営事業

#### 1 協会運営

- (1) 公益目的支出計画の確実な実施
- (2) 各種部会・委員会活動の実施
- (3) 全国トラック運送事業者大会への参加
- (4) 関係団体等が行う交通安全活動、研修事業、暴力追放運動等に係る事業に対する協力
- (5) 女性経営者等を構成員とする女性部会設立に向けた検討及び女性経営者等のための事業報告会等交流会の開催に向けた検討

#### 2 予定する会合

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 通常総会        | 6月に開催                   |
| (2) 理事会         | 年6回（4月、6月、7月、11月、1月、3月） |
| (3) 専門委員会、各種部会  | 必要の都度開催                 |
| (4) 事業者大会       | 通常総会開催日に開催              |
| (5) 各地区事業報告会    | 5月に4会場で開催               |
| (6) 各地区新年安全祈願祭等 | 1月に4会場で開催               |